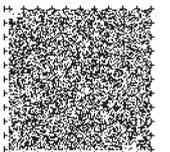
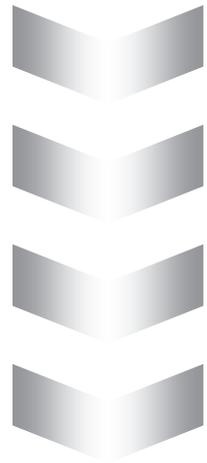
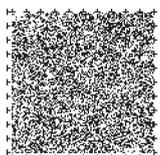


第 4 章





第4章 主要施策

前章に示した基本方針に基づき、それぞれの主要施策を定めて取組みを推進し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を目指します。

1 差別の解消及び権利擁護*の推進

障害者差別解消法*に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法*に基づく障害者虐待の防止等の障害者の権利擁護*のための取組みを推進します。

このことにより、すべての市民が障害があってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にするノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

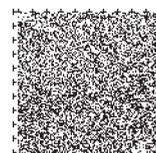
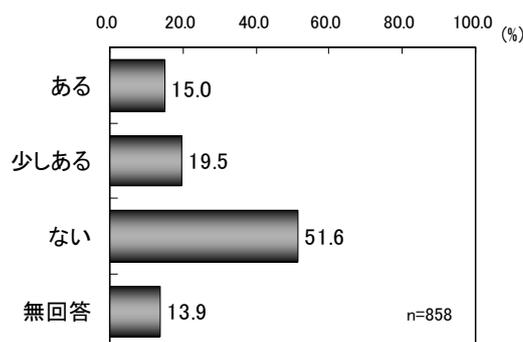
「障害者差別解消法*」や「障害者虐待防止法*」は、障害者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度*の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

大牟田市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

1. 差別を受けた経験

「ない」の51.6%が最も高く、これに「少しある」の19.5%、「ある」の15.0%が続いている。

「ある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(46.6%)、「療育手帳*B判定」(38.6%)、「精神障害あり」(33.3%)となっている。

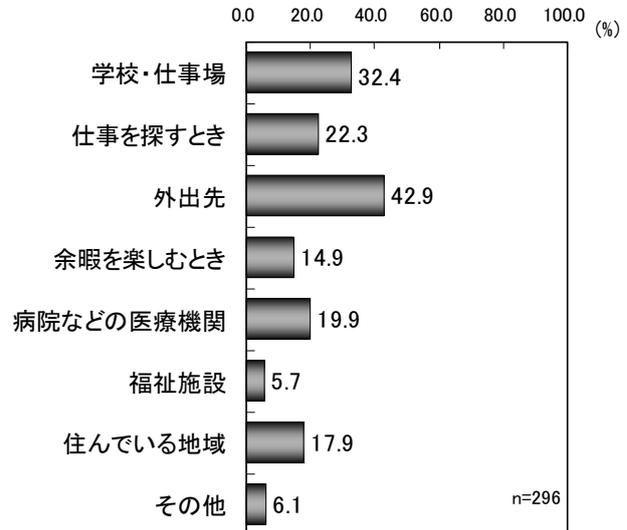


2. 差別を受けた具体的な場面

※複数回答

※差別や嫌な思いの経験を持つ 296 人に限定。

「外出先」の 42.9%が最も高く、これに「学校・仕事場」の 32.4%、「仕事を探るとき」の 22.3%が続いている。



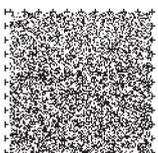
こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするためには、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護*のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みを整えていく必要があります。

【主要施策】

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法*（平成 28 年 4 月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等の整備に取り組むとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

○改正障害者雇用促進法*（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力が有効に発揮できるための取組みを促進します。

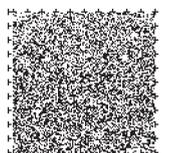


(2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- 相談体制等の充実により、障害者虐待の防止や早期発見を図ります。
- 障害のある人の人権・権利擁護*を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的を実施している「法律相談」、「司法書士相談」、「人権相談」等の相談体制の充実を図ります。
- 福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携して「福祉サービス苦情解決委員会」等の苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者等の権利擁護*及び福祉サービスの向上に努めます。
- 判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障害のある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「日常生活自立支援事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- 人権・権利擁護*に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。

(3) 成年後見制度*の周知・普及

- 関係機関等と連携しながら、障害のある人の人権や権利を擁護する成年後見制度*の周知・普及を図ります。



2 生活支援のための環境づくり

すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害福祉サービス*等の支援の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障害福祉サービス*その他の支援を受けながら、障害者が自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが大切です。また、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障害者を地域生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホーム*などの生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

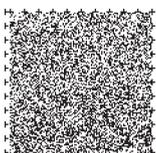
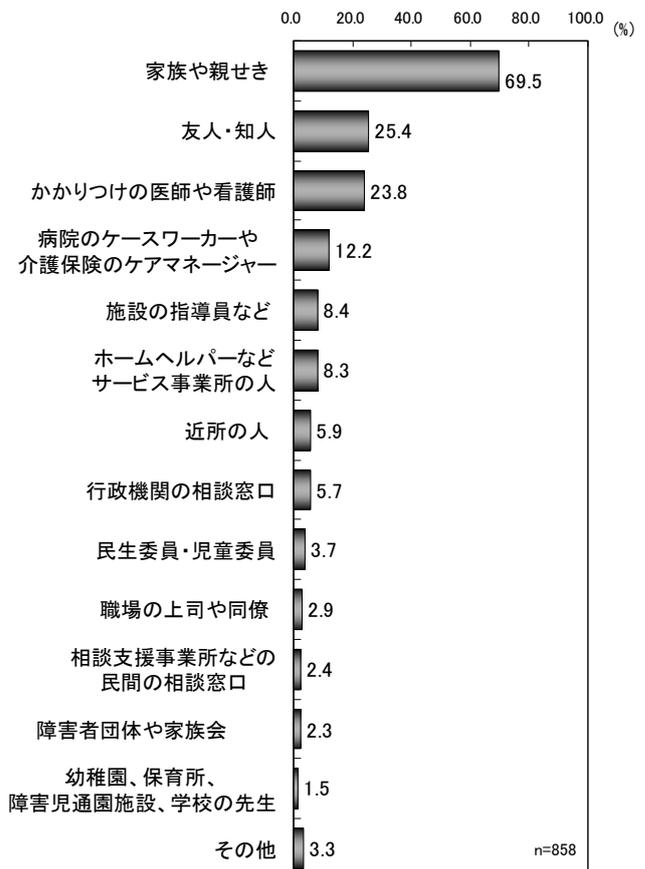
こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援、重度障害児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制の仕組みを構築していくことが重要です。

大牟田市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

1. 悩みや困ったことの相談先

※複数回答

「家族や親せき」の69.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「友人・知人」(25.4%)、「かかりつけの医師や看護師」(23.8%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(12.2%)の順となっている。



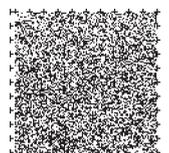
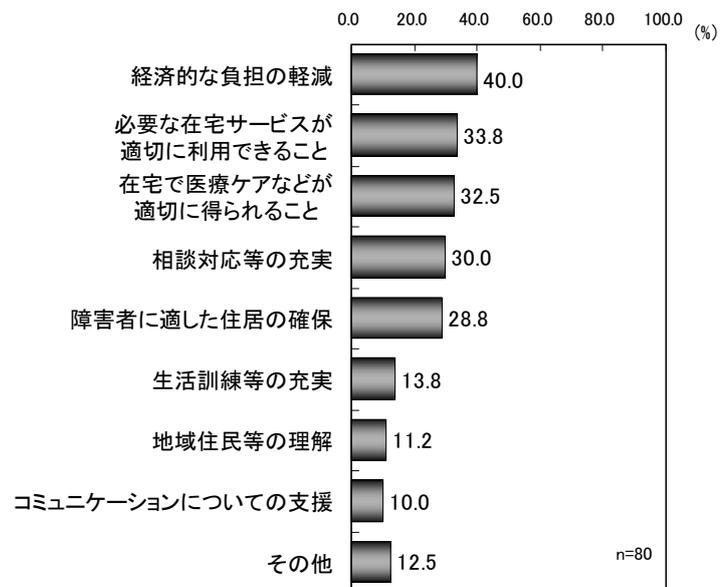
2. 障害福祉サービス*等の今後の利用意向

「利用したい」割合が高い方から、「相談支援」(28.4%)、「居宅介護」(24.2%)、「自立訓練」(22.8%)、「生活介護」(20.2%)、「短期入所」(20.2%)の順となっている。

(※グラフは 15 ページに掲載)

3. 地域で生活するために必要な支援

「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」と回答した 80 人に聞いた地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」の 40.0%が最も多い。以下、回答割合の高い方から、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.8%)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(32.5%)、「相談対応等の充実」(30.0%)、「障害者に適した住居の確保」(28.8%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 相談支援体制の充実

- 障害のある人が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援ができる体制の整備を推進します。
- 障害者による相談活動などの取組みを支援するなど、障害者がより相談しやすい環境づくりを進めます。

(2) 生活を支援するサービスの充実

- 障害者が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすること及び必要なサービスや医療ケアを適切に受けることができるようにすることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスの充実を目指します。
- 障害者の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。
- 地域でいきいきとした生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。
- 一般就労*を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的就労*の場等の充実を図ります。
- 障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活の場の確保を図ります。
- 地域での安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

(3) 地域生活への移行支援

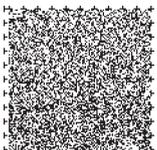
- 施設入所者や退院可能な精神障害者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

(4) 重度障害児・者への支援

- 重度の障害児・者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス*等の支援の充実を図るとともに、住まいの場の確保に努めます。

(5) 情報提供の充実とサービスの質の向上

- 障害者自身が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス*に従事する人材の育成と質的向上のため事業所等の人材育成を支援します。



3 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見に努めるとともに、障害者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション*等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病*に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障害を早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

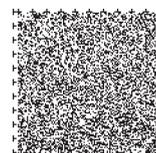
このため本市では乳幼児健康診査等を行うとともに、近年は発達相談関係の利用者が増えてきており、今後は関係機関等との連携のもとで障害の早期発見・早期療育*が可能となるような体制整備がよりいっそう求められています。

20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、「第2次ウエルネスおおむた21（大牟田市健康増進計画）*」により、市民の健康づくりを支援しています。

精神障害者保健福祉手帳*所持者数の増加も顕著であることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

難病*については、国において難病*対策についての議論がなされています。難病*は誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

主として高次脳機能障害*等の医学的リハビリテーション*による機能の維持、回復が期待される障害のある人に対しては、相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーション*の提供が必要です。今後も、リハビリテーション*の専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化等の取組みが求められています。



【主要施策】

(1) 障害の早期発見

- 障害の早期発見を推進するために、乳幼児健康診査による障害の早期発見体制や小児・周産期医療体制の充実を図ります。また、障害児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- 障害児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- がん等の生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診(がん検診など)や健康教育、健康相談の実施に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

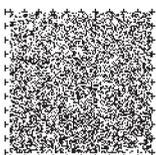
- 精神障害に対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- 保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援*・地域定着支援*の利用を促進します。

(3) 総合的な医療施策・リハビリテーション*の充実

- 障害者が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーション*に取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を促進します。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- 「障害者総合支援法*」の施行により、難病*患者等を含め支援を必要とする方々が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。



4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

「児童福祉法*」の改正（平成 24 年 4 月）により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築が求められています。

相談支援事業所*や発達障害者支援センター*が障害の早期発見・早期療育*を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症*などの発達障害*を有する障害児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

本市内の義務教育段階の障害のある児童生徒は、平成 25 年度は 54 人が大牟田特別支援学校*で、93 人が市立の小・中学校の特別支援学級*で教育を受けており、障害の種別や程度に応じた学級の整備に努めています。通常の学級にも、発達障害*等の障害のある児童生徒が在籍しており、今後も一人ひとりの障害の状態に応じた教育が求められています。

また、障害児者がさまざまなスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高めてもらえるような環境整備も求められています。

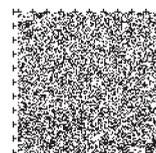
「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下の内容が求められています。

1. 相談機関の認知度及び利用状況

(1) 相談支援事業所*

「知らない」の 50.1%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(25.8%)、「知っているが利用したことはない」(18.3%)、「利用したことがある」(5.8%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A 判定」(13.8%)、「療育手帳*B 判定」(11.4%)、「精神障害あり」(11.1%)となっている。



(2) 発達障害者支援センター*

「知らない」の51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(31.7%)、「知っているが利用したことはない」(16.8%)、「利用したことがある」(0.3%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「精神障害あり」(3.7%)となっている。

(3) 教育相談室

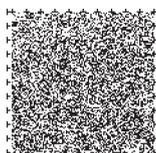
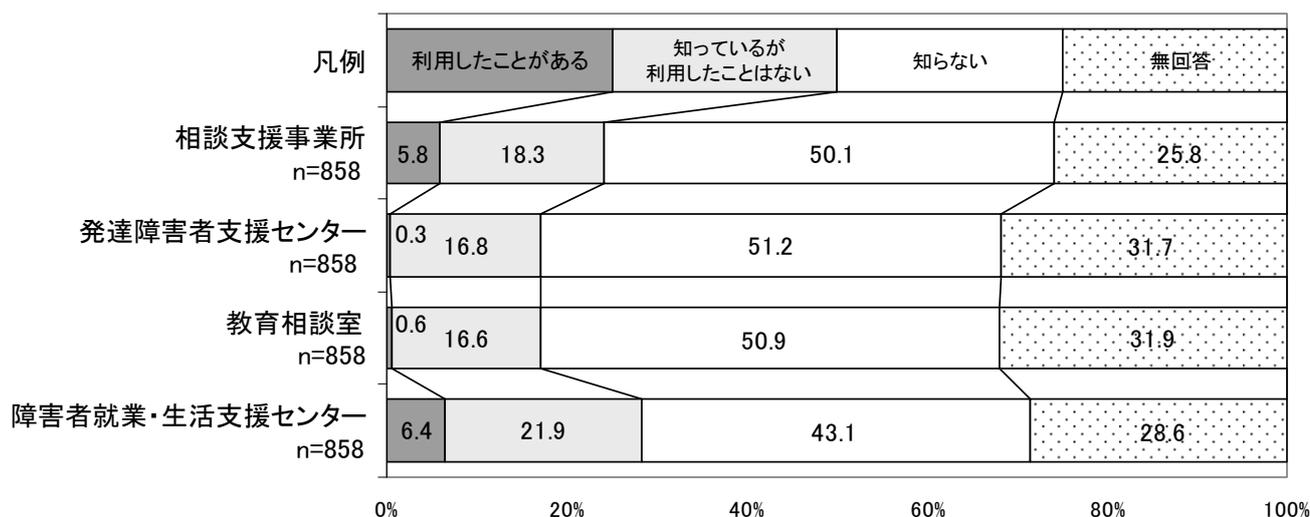
「知らない」の50.9%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(31.9%)、「知っているが利用したことはない」(16.6%)、「利用したことがある」(0.6%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*B判定」(4.5%)となっている。

(4) 障害者就業・生活支援センター*

「知らない」の43.1%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(28.6%)、「知っているが利用したことはない」(21.9%)、「利用したことがある」(6.4%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(13.8%)、「療育手帳*B判定」(38.6%)、「精神障害あり」(19.8%)となっている。

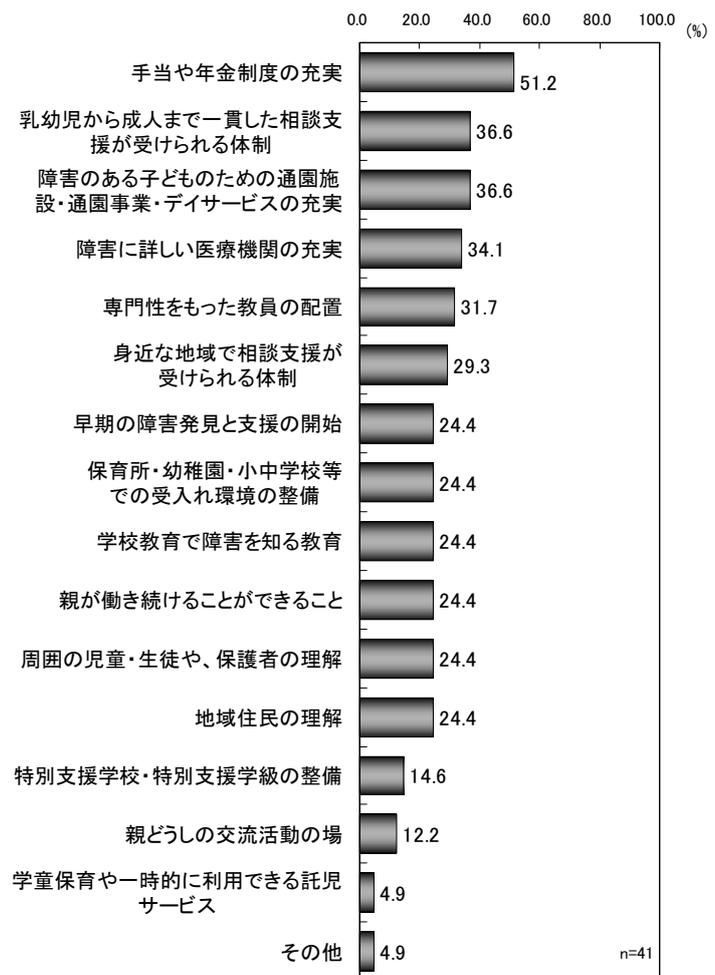


2. 障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要だと思うこと

※複数回答（5つまで選択可）

※現在、幼稚園・保育所・障害児通園施設や学校等に通っている33人に限定

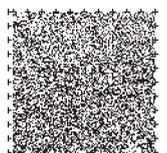
「手当や年金制度の充実」の51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」(36.6%)、「障害のある子どものための通園施設・通園事業・デイサービス*の充実」(同)、「障害に詳しい医療機関の充実」(34.1%)、「専門性をもった教員の配置」(31.7%)の順。



3. 余暇活動や社会活動 ※複数回答

「特に何もしていない」の51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(21.6%)、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(13.8%)の順となっている。

「特に何もしていない」の割合が高いのは、「療育手帳*A判定」(56.9%)で、「ドライブや旅行」の割合が高いのは、「療育手帳*B判定」(31.8%)となっている。

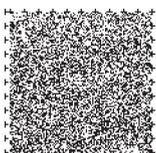
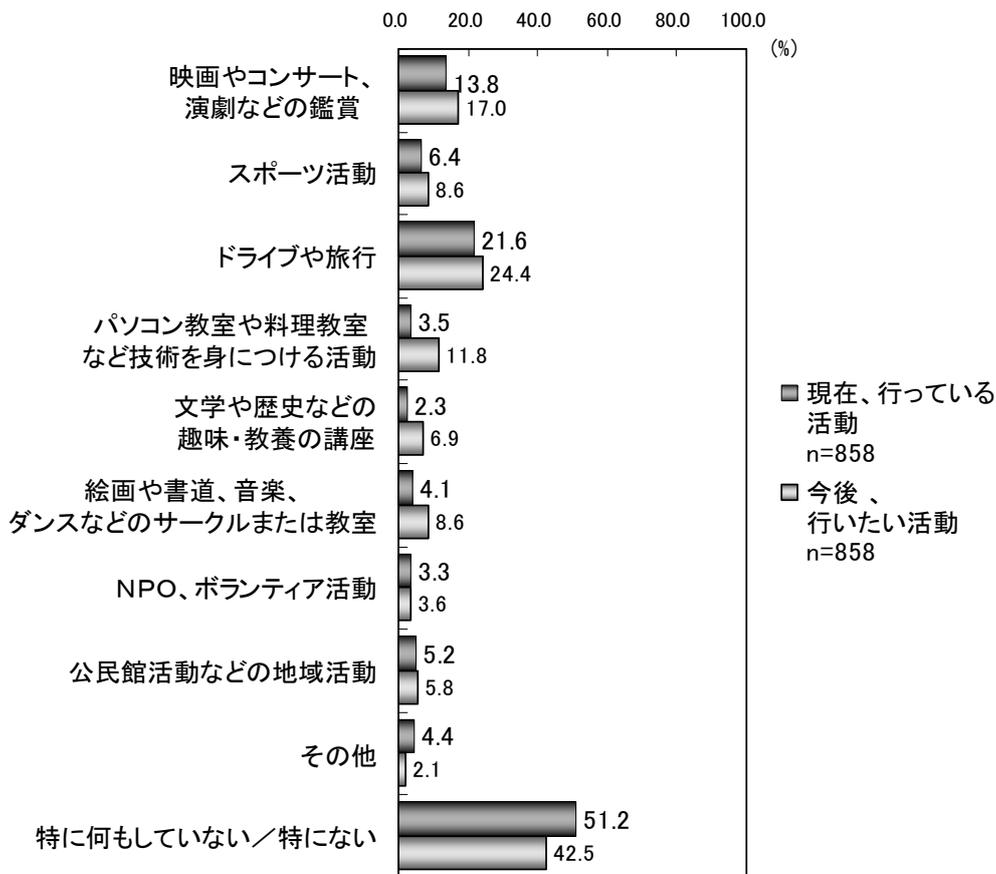


4. 今後の余暇活動や社会活動 ※複数回答

「特になし」の42.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(24.4%)、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(17.0%)、「パソコン・料理・文学・歴史など、技術習得や趣味、教養などの活動」(11.8%)の順となっている。

今後、活動したい内容の選択率が比較的高いのは、「療育手帳*B判定」、「精神障害あり」となっている。

また、「その他」と「特に何もしていない・特になし」を除くすべての選択肢で現在活動している割合よりも、今後、活動したい内容の割合が高くなっている。



【主要施策】

(1) 相談・支援体制の拡充

- 就学前、就学期、卒業後などライフステージ*のあらゆる段階を通じて一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

(2) 早期療育*の充実

- より身近な地域で障害の早期発見、早期療育*が可能となるよう早期療育*体制の充実を図ります。
- 発達障害*など多様化する児童の障害への専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。

(3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充

- 幼児期等において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園、認定こども園*、保育所及び学童保育所（クラブ）における障害児の受け入れ促進に努めます。

(4) 学校教育の充実

- 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障害の状態に応じたさまざまな学びの場の確保に努めます。
- 関係機関との連携強化や幼稚園、認定こども園*、小・中学校、高等学校及び特別支援学校*のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。

(5) 学校等のバリアフリー*の充実

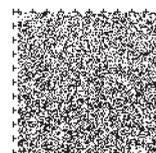
- 障害者用トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置などのバリアフリー*の充実を図ります。

(6) 学校卒業後の多様な進路の確保

- 特別支援学校*や高等学校などでの就労指導・進路指導の充実を図ります。

(7) スポーツ・文化芸術活動の振興

- 障害者がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。



5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労*を希望する障害者にはできる限り一般就労*できるように、一般就労*が困難である障害者には就労継続支援 B 型事業所*等での工賃*の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

雇用や就業への支援は、障害者が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。

現状をみると、障害者の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率*に達していない企業も依然としてみられます。

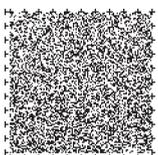
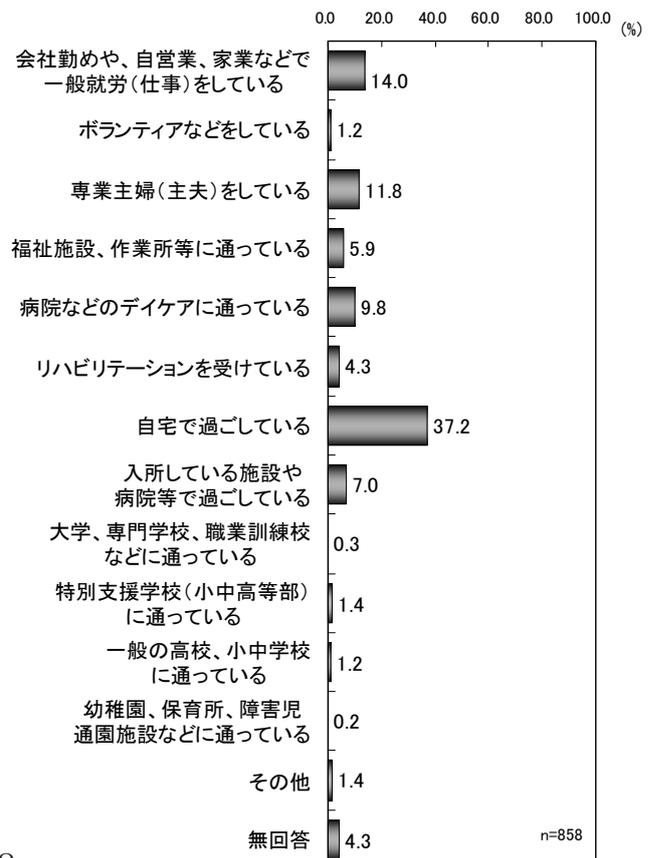
平成 25 年 4 月から法定雇用率*が引き上げられました。平成 30 年 4 月からは精神障害者の雇用が義務化されることになっており、障害者の就業促進がいっそう求められるようになってきています。

職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障害者も少なくありません。こういった人たちへの再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

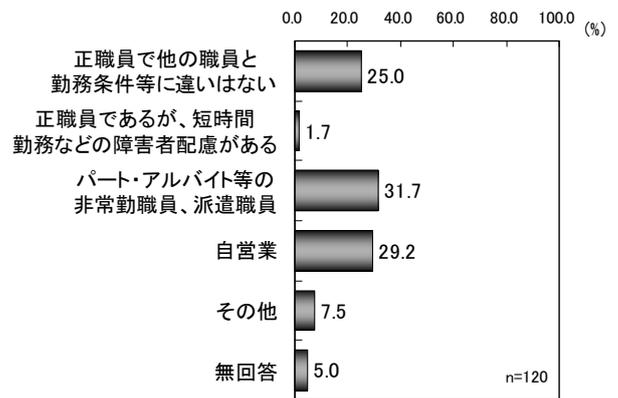
1. 平日の日中の主な過ごし方

「自宅で過ごしている」の 37.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「会社勤めや自営業、家業などで一般就労*（仕事）をしている」（14.0%）、「専業主婦（主夫）をしている」（11.8%）、「病院などのデイケアに通っている」（9.8%）、「入所している施設や病院等で過ごしている」（7.0%）の順となっている。



2. 就労者の勤務形態

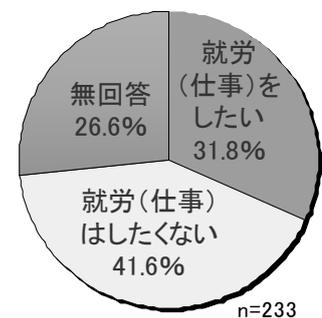
「会社勤めや自営業、家業などで一般就労*（仕事）をしている」と回答した120人に聞いた勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の31.7%が最も多く、これに「自営業」の29.2%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の25.0%が続く。



3. 今後の一般就労*（仕事）に対する意向

※現在、一般就労*をしていない18～64歳の方233人に限定

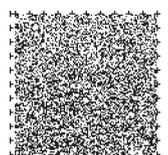
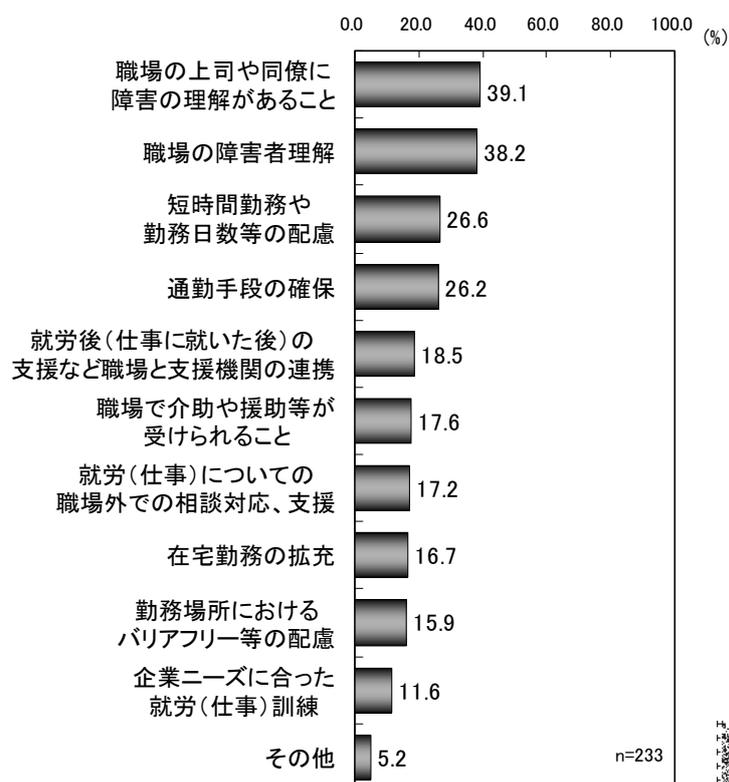
今後の一般就労*（仕事）に対する意向は、「就労（仕事）はしたくない」の41.6%が最も多く、これに「就労（仕事）をしたい」の31.8%、「無回答」の26.6%が続く。



4. 必要だと思う障害者の就労（仕事）に向けた支援 ※複数回答

※現在、一般就労*をしていない18～64歳の方233人に限定

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の39.1%が最も高く、これに「職場の障害者理解」の38.2%が続く。以下、割合が高い方から、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（26.6%）、「通勤手段の確保」（26.2%）、「就労後（仕事に就いた後）の支援など職場と支援機関の連携」（18.5%）、「職場で介助や援助等が受けられること」（17.6%）、「就労（仕事）についての職場外での相談対応、支援」（17.2%）、「在宅勤務の拡充」（16.7%）、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」（15.9%）、「企業ニーズに合った就労（仕事）訓練」（11.6%）の順となっている。



【主要施策】

(1) 就労の推進

○国や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

(2) 本市の障害者雇用の推進

○計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障害者雇用の推進を図ります。

(3) 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃*水準の引き上げ

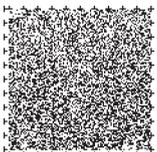
○「障害者優先調達推進法*」の趣旨を踏まえ、市内における障害者雇用を推進している企業や団体への支援や障害者就労施設等の製品の販売支援のいっそうの推進を図ります。

(4) 福祉的就労*の場等の充実

○自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労*の場等の充実を図ります。

(5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

○相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校*卒業生や就労移行支援*事業所の通所者等の就業を促進します。



6 生活環境の整備

障害者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン*化、バリアフリー*化を促進します。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整ったノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

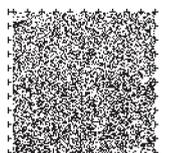
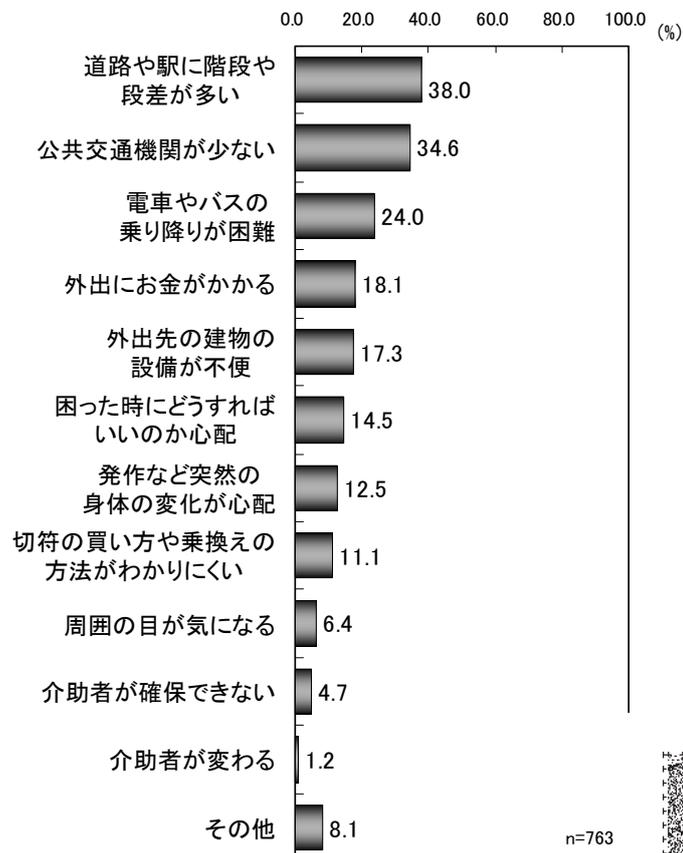
障害者のある人が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだバリアフリー*化を推進していく必要があります。また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア*等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障害者が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

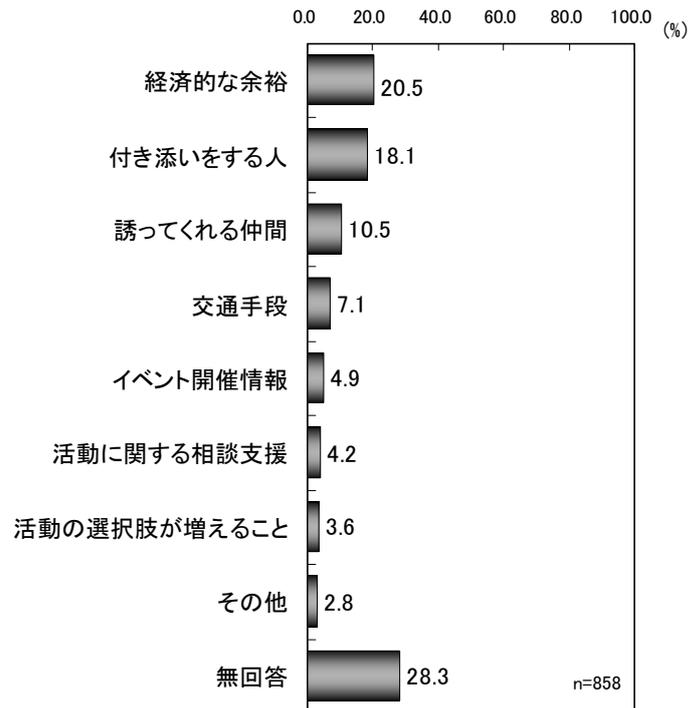
1. 外出する時に困ること ※複数回答

「道路や駅に階段や段差が多い」の38.0%が最も高く、これに「公共交通機関が少ない」の34.6%が続く。以下、割合が高い方から、「電車やバスの乗り降りが困難」(24.0%)、「外出にお金がかかる」(18.1%)、「外出先の建物の設備が不便」(17.3%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(14.5%)の順となっている。



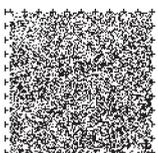
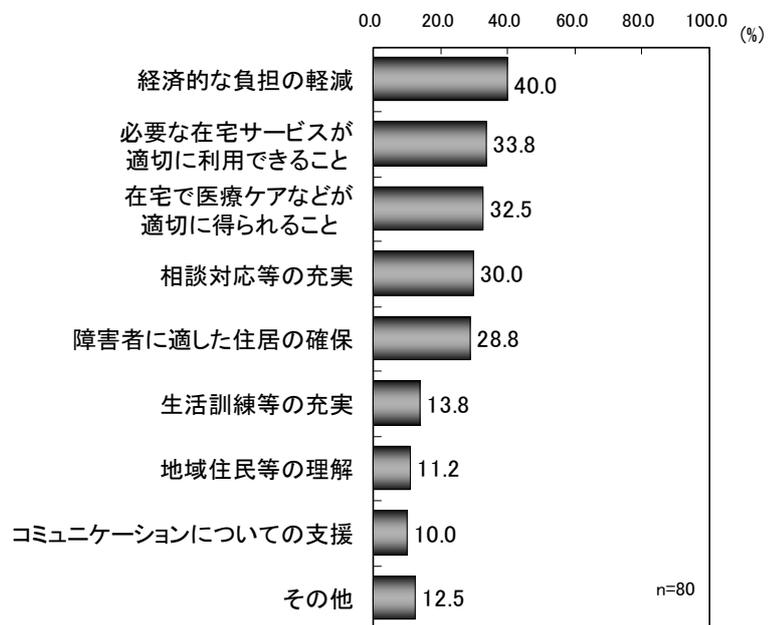
2. 余暇活動や社会活動を行う際に必要なこと

「経済的な余裕」の20.5%が最も高く、これに「付き添いをする人」の18.1%、「誘ってくれる仲間」の10.5%が続いている。



3. 地域で生活するために必要な支援

「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」と回答した80人に聞いた地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」の40.0%が最も多い。以下、回答割合の高い方から、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.8%)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(32.5%)、「相談対応等の充実」(30.0%)、「障害者に適した住居の確保」(28.8%)の順となっている。



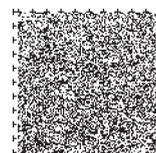
【主要施策】

(1)福祉環境整備の促進

- すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等が利用しやすくなるよう都市環境の整備を促進します。
- ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア*等による協力を促進し、人的支援体制づくりを推進します。

(2)住宅・住環境の整備推進

- 市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- 障害者の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。



7 コミュニケーションの支援

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、伝えたりすることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

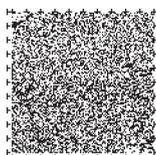
【現状と課題】

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど、情報機器や情報伝達技術が日々進歩しています。このことにより、障害の特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障害者の社会参加の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩する情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

また、知的障害者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障害者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障害者の情報の取得の困難性はまったく改善されていないことも少なくありません。

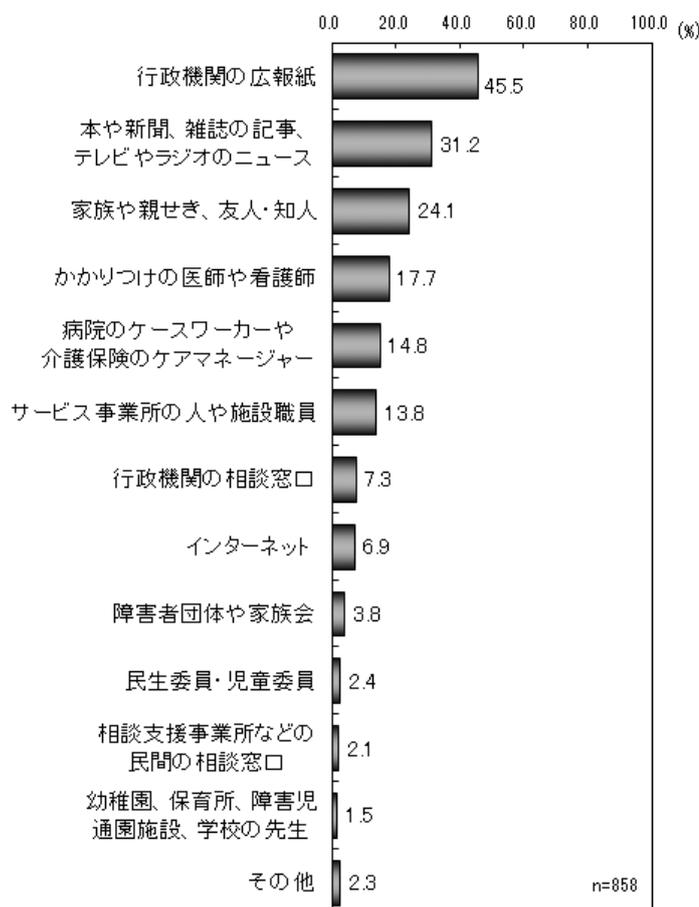
こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障害特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、次のような状況です。



1. 障害や福祉サービスの認知経路 ※複数回答

「行政機関の広報紙」の45.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(31.2%)、「家族や親せき、友人・知人」(24.1%)、「かかりつけの医師や看護師」(17.7%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 情報のバリアフリー*化の推進

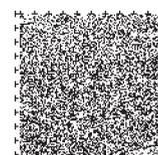
○市政に関する情報について、市のホームページ、広報紙などから障害の有無にかかわらず情報を取得できるためのバリアフリー*化を推進します。

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

○手話通訳者*や要約筆記者*の養成・派遣事業の充実を図ります。

○知的障害者や発達障害者*など意思疎通支援*を必要とする障害者への支援について検討します。

○講習会等を開催し、情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する理解の促進に努めます。



8 安心・安全対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、非常に多くの命が失われました。そのなかでも、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に達したとの調査結果もあります。日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障害者の安心・安全対策が求められています。

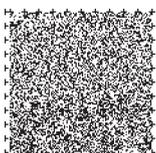
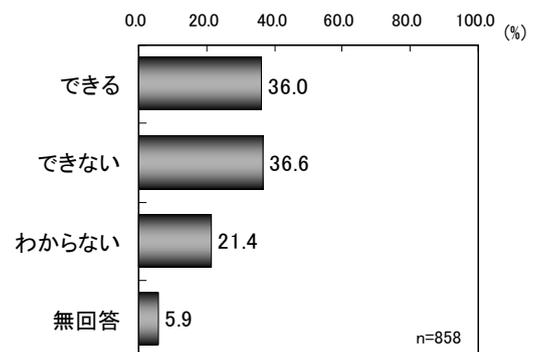
具体的には、障害者の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障害者の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。また、障害者自らも災害時の支援が円滑に受けられるよう、大牟田市災害時要援護者支援制度（ご近所支えあいネット）*への登録など、日頃から孤立しないための取組みや隣近所との関係づくりが重要です。さらに、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障害の特性に応じた対応策が求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

1. 火事や地震等の災害時における単独避難

「できない」の 36.6%が最も高く、これとほぼ同率で「できる」の 36.0%が続いている。

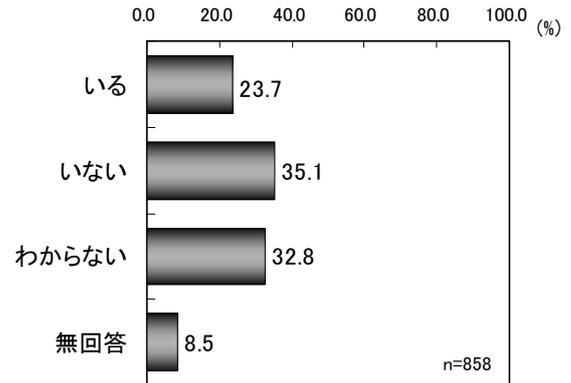
「できない」の割合が相対的に高いのは、「身体障害者手帳*1～2級」（51.4%）、「療育手帳*A判定」（60.3%）となっている。



2. 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所での支援者の有無

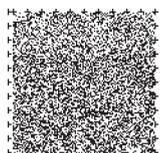
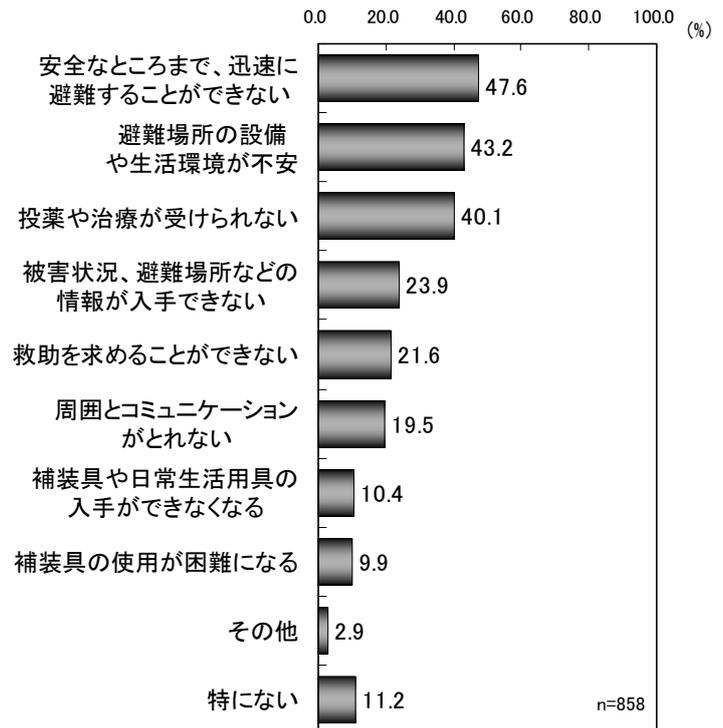
「いない」の35.1%が最も高く、これに「わからない」の32.8%が続いている。

「いない」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(56.9%)、「精神障害あり」(46.9%)となっている。



3. 火事や地震等の災害時に困ること ※複数回答

「安全なところまで、迅速に避難することができない」の47.6%が最も高い。以下、割合が高い方から、「避難場所の設備や生活環境が不安」(43.2%)、「投薬や治療が受けられない」(40.1%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(23.9%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 災害時の避難・救助体制等の充実

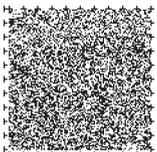
○地震や風水害等の大規模災害に備え、要配慮者本人や地域住民とともに支援体制づくりに努めます。

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

○災害時において電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障害特性に応じた情報伝達手段の多様化に努めます。

(3) 防犯教室等による啓発活動の実施

○障害者が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行います。



9 行政サービス等における配慮

市職員等の障害者理解の促進を図るとともに、障害者とその権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行います。

このことにより、障害のある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成26年1月に障害者権利条約*が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障害福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員等への意識啓発が必要となっています。

市職員等に対し、障害者差別解消法*の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障害や障害者に対する理解と意識を高めていく必要があります。また、選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障害者が自らの意思を政治に反映させることができるための環境整備は急務と言えます。

【主要施策】

(1) 市役所における配慮及び障害者理解の促進等

- 市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法*（平成28年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- 市職員等の障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

(2) 選挙における配慮

- 投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

